

# 支部ニュース

2018年1月 No.530

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●謹賀新年	支部長 小部 正治	1
●新人歓迎企画・憲法学習会講師養成講座の報告	青龍美和子	3
●立川市民連合の「つどい」のご報告	佐藤 宙	5
●横田基地へのWi-Fi配備中止防衛省への要請活動	西原 和俊	7
●厚生労働省に対する、生活保護行政に関する申し入れ行動にご参加ください!	酒井 健雄	8
●「2.3 東京教育集会 2018」ご参加を!	仲里 歌織	9
●はじめまして ～新入団員自己紹介	川口 智也	10
●第46回東京支部総会へご参加を!	平松真二郎	11
●2018年度 支部長・幹事の立候補および推薦の受付		12
●辺野古新基地建設反対!! 東京からの連帯支援の呼びかけの街頭宣伝を行います		12
●12月幹事会議事録		13



# 謹 賀 新 年

支部長 小部 正治

明けましておめでとうございます。早速、定番である小仏から景信山・城山を経て高尾山・薬王院にお参りし、団東京支部の積極的な活動と発展を天狗様にお願いしてきました。団東京支部の団員やその事務所が取り組む課題は多々ありますが、字数の関係で以下の五つに関して述べます。



## 1 改憲発議の阻止を

安倍晋三首相は、年頭の記者会見にて、「今年こそ新しい時代への希望を生み出すような憲法のあるべき姿を国民にしっかりと提示する」として、9条に自衛隊を明記することを含む自民党の憲法改正原案を通常国会に提示し、早期に国会発議を行うことに強い意欲を示しました。極めて重大な事態です。

安倍政権としては、2019年の参議院選挙までに、できれば2019年5月1日の新天皇の即位以前に、国民投票で決着を付けたいと判断しています。国民投票までには発議から一定の期間（60日～180日）が必要ですから、2018年6月から10月頃までには国会の発議をしたいと考え、そのためには通常国会の大幅延長か自民党総裁選後の臨時国会の開催を予定しています。ですから、予算審議が終了する3月末までには自民党案を国会に提出する必要があります。そうすると極めて窮屈な政治日程になります。はたして、2012年自民党改憲草案に固執する石破議員などから一任を取り付けられるのでしょうか。

また、野党第一党との共同歩調無くして国民投票に打って出るとは、欧州の例などから極めて危険とされています。しかし、現在の野党第一党の立憲民主は、安倍明文改憲に反対と旗幟鮮明にしていますが、それが多くの支持を集めた背景です。現在、共産党・社民党との「野党は共闘」路線はほころびがなく、2019年参院選まで続くことが予想されます。また、公明党は、これまで平和の党を標榜し、創価学会内の抵抗感も根強く、いまのところ安倍改憲案に与することはできません。ですからそう簡単に、国会発議ができるとも思われません。

現在取り組みが進みつつある3000万人署名は、幅広い分野の団体・人々が「安倍明文改憲NO」の一点で共同して活動するというこれまでに無かった状況を作り出しています。ひとりひとりを説得して賛同・支持を広げるといった陣地戦にとりくみながら、「国会発議を許さないゆるぎない国民的多数派を作る」契機となるはずです。

歴史的な年になりますが、それぞれの持ち場で奮闘しましょう。

## 2 沖縄基地問題を東京で取り組む

昨年9月に団東京支部は23名で沖縄現地調査に行きました。東京で報道されていたイメージとは異なり、辺野古基地建設は県民の座り込み行動によって著しく停滞するなど県民はしたたかに闘い続けていました。団沖縄支部の団員は、県の顧問として訴訟にとどまらず様々な活動に取り組んでいました。ところで、基地建設工事の継続や計画変更などには、県知事や名護市長の権限に基づく

許可等が必要であり、反対している限り工事は進行しません。そのために、2月の市長選や11月の県知事選は負けるわけにはいきません。1月25日夜にはマリオン前宣伝活動を予定しています。団本部は1月20日・21日に沖縄常任幹事会・名護市長選支援活動を予定しています。是非とも参加をお願いします。

### 3 「安倍政権働き方改革」の位置づけ

安倍働き方改革の一つとして、長時間労働を「温存・公認」する労働時間規制と残業代不払いを合法化する法案が一括して国会に提出されます。

イギリスの労働者が労働組合を結成して長時間労働を規制する立法闘争（10時間労働制）に取り組んでから180年程になります。その後、世界中で八時間労働制の実現をめざす「メイデー」の取り組みが始まり、二〇世紀に入るとソ連邦が作られて世界で初めて八時間労働制が実現し、時を待たずしてILO第1号条約が締結されて資本主義国でも八時間労働制が実現しました。日本では、戦後に労基法にて八時間労働制が規定されますが、名ばかりの「管理監督者」や後に作られた「裁量労働制」などが悪用されて、違法な長時間労働やサービス残業が今でも横行しています。今回の立法も、改善とは名ばかりで実効性に乏しく、不払い残業を拡大させるだけです。人間が人間らしく働ける社会をみざした規制に立法が必要です。

### 4 原発訴訟も正念場の年に

2011年3月11日のその時は、団事務所（当時後楽園）で本部事務局会議に参加していました。そして、0泊3日で仙台・花巻・女川の現地調査、三春の被災者相談会、郡山の緊急集会など。その後、農民連・民商・県労連などと協力共同し、原発被害者によりその被害を回復し原発を廃止する運動につなげていく活動が始まり、あれから7年が経過しようとしています。現在では、団東京支部の中堅・若手の団員が中心として通い続けています。様々な課題に忙殺される中で、長期間取り組んできた団員の方々に敬意を表します。今年は、いよいよ正念場を迎えようとしています。さらなる奮闘をお願いいたします。

### 5 核兵器禁止条約とその後

2010年4月に東京法律事務所に依頼者等から寄せられたカンパにて多数の署名を持参してニューヨークの反核国際会議に日本反核法律家協会の一員として参加し、国連の総会も傍聴しました。当時は、世界各地の法律家が国際会議の日程も含めて核兵器廃絶のためのシュミレーションを示しながら真剣に討議していました。当時は、はるかな期間が必要ではと感じていましたので、わずか7年間で禁止条約が成立したことに本当に驚いています。

この背景には、「国際政治の主役が一部の大国から、多数の国々の政府と市民社会に交代したということ」（1月5日付け赤旗、志位委員長あいさつ）があるようです。そのことを象徴的にしめたのがICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）のノーベル平和賞受賞であると言われていました。さらに、バチカンも核兵器禁止条約を高く評価し率先して条約に署名・批准しました。また、バチカン・フランシスコ法王は、投下直後に広島長崎を巡って撮影した米兵の写真「焼き場に立つ少年」を「戦争の結果」という言葉を添えて、2017年暮れに配布しました。

それに引き換え、安倍政権は、一刻も早く、安倍政治を辞めさせましょう。

# 新人歓迎企画・憲法学習会講師養成講座の報告

東京法律事務所 青龍 美和子

2017年12月19日、新人団員の歓迎企画として、憲法学習会の講師養成講座というものの講師を担当しましたので、報告します。

人によってやり方は異なると思いますが、私がこの5年くらいで色々な憲法学習会や憲法カフェで講師をさせてもらった経験を振り返ってまとめました。

## ステップ1 オファーを受ける

新人弁護士のみなさんも、近いうちに憲法や労働法制についての学習会の講師を依頼されると思います。要請を受けるルートとしては、「〇〇九条の会」や労働組合、民主団体など、各事務所との関わりのある団体が多いでしょう。

また、「明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）」のMLに入れば、あすわかに講師依頼が来ます。日時や場所の都合がよければ、学習会や憲法カフェに、自分から積極的に講師を引き受けてください！

一度講演すると、参加者から「次はここで」と声がかかることがありますし、もっともっと憲法について知ってもらう機会を広げてほしいです。

## ステップ2 テーマ、主催者、条件等の情報収集

1 まず、テーマを把握します。一口に憲法学習会といっても、テーマは様々です。憲法とはなにか、憲法9条改正問題について、憲法9条と沖縄、共謀罪、安保法制（戦争法）、秘密保護法、女性の権利について（憲法24条関係）、生存権や社会保障について（憲法25条関係）、労働者の権利について（憲法27条、28条関係）、教育の分野（教師の立場から）などがあります。「講師の自由に決めて！」と、丸投げされたことも…。憲法って、少ない条文の中に、本当に多様な内容が含まれていますよね。

2 次に、主催者や参加者についての情報を集めます。

主催者は、どういう団体なのか、労働組合なのか女性団体なのか、参加者は何人くらいの規模なのか、参加者の男女比や年齢層はどうなっているかなど、話す相手が誰なのかによって、予め知っている情報も違って来るし、話す内容も変わってくるでしょう。

3 それから、開催される日時、場所、曜日、時間帯などもしっかり把握しておきます。

私は方向感覚ゼロなので、事前に打ち合わせする時には、会場で行うようにしてもらい、当日迷わないようにしたりもします（それでも迷う時があります）。

講演料についても、決めておいたほうが良いです。無料で引き受けざるをえない場合もあるかもしれませんが、準備のために貴重な時間を割かなければならないので、金額は少なくとも、何かしらいただいたほうが良いし、そのほうが準備にも身が入ります。団東京支部からも援助が出る場合がありますよ。

4 このような情報収集のために、小部支部長は、必ず事前に主催者に事務所に来てもらって打ち合わせをするそうです。私は電話やメールで打ち合わせすることが多いです。

### **ステップ3** 講演のための材料を入手する

まず、自由法曹団改憲阻止 ML とあすわか ML に加入しましょう。弁護士会の憲法委員会や人権擁護委員会も良いと思います。そうすると、他の弁護士が講演で使ったレジュメや資料、が ML に流れてきます。また、憲法をめぐる情勢や知識を得られる書籍などの情報も知ることができます。また、質問をしたり意見を投稿したりすると必ず返信があります。改憲派の主張や、これに対してどういう議論ができるかについても知ることができ、有益です。

それから、自由法曹団、日弁連、弁護士会の会長声明や意見書も参考になります。もちろん、新聞や雑誌、ネットニュースをチェックすることも不可欠でしょう。

日々情勢が変わるので、常に追いかける必要がありますが、インターネットからいくらかでも情報入手が可能です。

### **ステップ4** レジュメを作る

最初は、他の弁護士が作ったレジュメを参考にして、真似るところから始めます。だんだん自分が話したいことが出てオリジナリティが出てきます。

わかりやすい（と思わせる）レジュメは、字数が少なく、画像やグラフなどを多用したものです。私は最近パワーポイントを使って文字は最小限に、イラストや図を貼り付けています。画像検索サイトを使って、イメージする画像を入手し利用しています。

学習会から帰ってから後でじっくり読んでもらうために、新聞の切り抜きやインターネットから記事を引用して資料とする人もいます。

あすわかも3種類リーフを発行しているので、ぜひ活用してください！

### **ステップ5** 講演する！

初めて講師を務めるときは、何をどうやって話せばいいのか緊張しますよね。先輩弁護士の講演や憲法カフェをに参加してみるのもオススメです。もちろん、その人にしかできない話し方や内容があるので、全部をマネするわけにはいきませんが、イメージがわいてきます。

また、講師が一方向的に話すよりも、参加型のほうが頭に残るような気がします。〇×クイズや憲法ビンゴ、アンケート等、ゲーム感覚のものは簡単に取り入れられます。あすわかで作っている紙芝居「王様をしぼる法」も好評です！

参加者をグッと惹きつけるのは、自分の経験を話すことです。「なぜ私は憲法を守りたいのか」、例えば「以前は無関心だったけど〇〇をきっかけに変わった」など、参加する人が共感を持ってくれます。

現行憲法に自衛隊を加えるという改憲案についても、当然に言及するでしょう。私はまず、参加者に、自衛隊についてどう思うか、日本の米軍基地についてどう思うかを尋ねて、考えてもらいます。そのうえで、いまの自衛隊がどういう装備を持っていて、どういう活動をしているか、米軍基地がどのように使われているか等を他国と比較したり、写真や地図を使って説明します。そして、自衛隊が憲法に書き加えられれば、日本の防衛や災害救助どころか、ますます海外の戦争に参加して危険な目に遭うことになるかと伝えていきます。私は護憲の人が多い学習会などで講演することが多く、改憲したほうが良いという人と議論する機会が少ないです。参加者が持ち帰って、家族や友人と話す材料になればいいなと思っています。

## ステップ6 次の講演へ

最後に、私は「不断努力」のチャート（図）を紹介します。簡単なことだけど何かできるんだと元気になります。それから、全国各地で開かれている憲法カフェの様子を紹介して、誰でもどこでも開けるということもアピールしています。

講演後に次の憲法カフェの話を持ちかけられたら大成功です。もしそういう声がかからなくても、ここぞとばかりに名刺を配って、あんな話やこんな話もできますよと売り込むと、後から連絡が来たりします。仕事にもつながるかも！？

今年はいよいよ明文改憲の危険が迫ってくるので、講師としての出番が限りなく増えてきます（増やさないダメです！）。若手弁護士は、「若くて元気」、「希望にあふれている」というだけで、参加者が元気になります！自信をもってトライしてください！！

	初級	中級	上級	達人！
メディアを通じて	・ニュースを観る ・記事を読む	ニュースを SNSでシェアする	・感想や要望を メディアに送る ・新聞に投書する	雑誌などに 企画を持ち込む
アピール 行動で	ピラを受け取る 署名に応じる	パレード等に 参加する	サイレント スタンディングをする	集会やパレードを 自分で企画する
学習会で	学習会などに 参加する	知人・友人を誘って 一緒に参加する	学習会を 自分で企画する	自分で講師をする
宣伝ツール を利用して	電車やバスなどで 宣伝ツールを読む	知人・友人に 宣伝ツールを渡す	自分で 宣伝ツールを作る	宣伝ツールを 置いてくれる 店などを探す

※この図は、新潟の田中淳哉弁護士が作成しました（あすわかで共有されているものです。）

## 「立川市民連合のつどい」のご報告

三多摩法律事務所 佐藤 宙

安倍政権による憲法違反、立憲主義違反の政治が行われるなか、この暴走政治を食い止めるべく、各地で市民連合が立ち上がっている。三多摩法律事務所のある立川でも先般、立川市民連合が立ち上げられた。私も、その呼びかけ人として微力ながら活動に参加してきた。

市民連合の立ち上げ当時は、安倍政権が改憲発議前に解散に打って出るか、それとも衆議院任期近くまで解散を引っ張り、その間に改憲発議まで打って出るかの予測がつきにくい情勢であった。もっとも、森友学園問題、加計学園問題が大きく取り上げられ、安倍内閣の支持率も下落していたため、迫っての解散はおそらくないだろう、そのような見方が大方だったのではないか。

このような情勢であったため、立川市民連合では、12月2日に安倍政権による改憲阻止、ないしはそのために来たるべき解散総選挙で市民連合の勝利に向け、立川市民連合として初の大規模な「立川市民連合のつどい」を開催することとした。

しかしながら、安倍政権は、北朝鮮の「ミサイル危機」を利用し、「国難突破解散」などと銘打ち、大義なき解散をおこなった。このような不意打ちともいべき解散と、民進党による希望の党合流という重大な背信行為も相まって、総選挙では、改憲勢力が3分の2を超える結果となってしまった。立川市民連合においても、統一候補を擁立するには至ったものの、取り組みの内容としては課題が残るものといわざるを得なかった。

このように、当初の予定とは全く異なる情勢の下で12月2日を迎えることとなった。「つどい」では、今一度、市民連合の理念に立ち返り、広く市民に憲法のすばらしさ、戦争の恐ろしさを知ってもらい、安倍暴走政治の下での改憲阻止のための取り組みの新たな第一歩にするため、無言館館長窪島誠一郎氏と、総がかり行動実行委員会で開催国会前デモをはじめとする様々な場面で活躍されている菱山南帆子さんをお招きし、お話をいただくこととした。

改めて言うまでもないが、窪島氏は、戦没画学生の絵を展示した「無言館」の館長である。戦没画学生の絵の収集に疑問を持ち始めたある夜、戦没画学生のたくさんの絵から突如「もっと生き書きたかった」という無言の叫びが聞こえてきたという。その声を聞いてから改めて作品と向き合うと、出征前に描かれた絵は実は明るく、純粋に絵を描きたいという気持ちが強く伝わってきたという。太平洋戦争により、志半ばに筆を置き、命を落とした画学生は、さぞかし無念だったことか。若者の夢と命を奪った戦争の悲惨と、それがもう一度繰り返されようとしている愚かさ、悲しみと怒りを禁じ得なかった。

続いて、菱山さんからは、子どものころから、学校での不当な扱いなどについて、しっかりと声を上げていたこと、そのような経験もあり、安保法案の反対のための国会包囲や、総がかり行動の中心となって、運動を展開してきたことについて生き生きとお話いただいた。他方、若者に9条改悪の危険性・問題をいかに伝えていくかという課題も提起され、フェイスブックやツイッターなどのSNSを有効活用することの有効性という現実的な点についての言及もあった。菱山さんのお話は、その軽快な語り口とも相まって、今後の活動に向けてのエネルギーをもらうことができた。

上述のとおり、突然の衆議院解散後の集会ではあったものの、参加者は400名近くにもおよんだ。その全員が憲法改悪を防ぐという思いを一つにすることができたのではないかと思う。解散総選挙の結果を受け、今後、安倍政権による改憲策動はいよいよ具体的になる。その中で、改憲阻止に向けた市民連合の役割は、ますます重大なものとなる。私も立川市民連合の一員として、全力を尽くしたいと思う。

# 横田基地へのオスプレイ配備中止防衛省要請

事務局次長 西原 和俊

## 1 幹事会決議について

東京地方裁判所立川支部は、昨年10月11日、あらためて米軍横田基地周辺に居住する住民について、米軍機騒音による被害の発生を認定し、国に対して損害賠償の支払を命じました。横田基地へのCV-22 オスプレイの配備について、当初の2017年中に3機配備との計画は実現されていませんが、2021年ころまでに10機を配備するとの計画自体は変更されていません。住民の騒音被害を根絶し、国民の生命と安全、平穏な暮らしを守るため、ただちにオスプレイの飛行は中止されるべきであり、横田基地への配備計画についても撤回されなければなりません。

東京支部では、昨年11月22日の立川地域幹事会において、「オスプレイの飛行中止・米軍横田基地への配備中止とすべての在日米軍基地の撤去を求める決議」を上げました。

## 2 防衛省への要請

昨年12月1日、幹事会決議執行の為に防衛省へ要請に行きましたので、その際の報告をします（長尾幹事長、平松事務局長、船尾次長、西原が参加）。防衛省側からは7名が対応し、その内の防衛政策局の担当者が我々の申し入れに受け答えするという形式でした。決議の趣旨を説明し、オスプレイの飛行中止、横田基地への配備中止及びすべての在日米軍基地の撤去を求めました。

防衛省側の回答としては、オスプレイには即応性があり、熊本地震での災害救助でも活躍した、防衛省として配備中止を求めることは考えていないとのことでした。これに関して、熊本地震の災害救助はオスプレイでないといけなかったのかという質問には、「オスプレイでない」という部分は会議当日の手持ち資料では不明であるが、一般論としてオスプレイに有用性が認められる、との回答にとどまりました。離発着の際に、周囲が非常に高温にさらされるという報道があり、安全性にも疑問のあるオスプレイである必要があったのか明確な回答は得られませんでした。

10万飛行時間あたりの事故件数を示す「事故率」について、昨年9月末時点でCV-22 オスプレイは3.27であり海兵隊機全体の2.72よりも高い数値を示しています。この点に関しては、事故率に関する報道は承知しており事故率が上昇しているは確かだという認識ではある。しかしながら、事故率というのは安全性の基準のうちのあくまで一つの目安に過ぎず、事故原因は、整備ミス、操作ミスが主で米国からは機体の構造上の欠陥に起因するものではないと報告を受けているとの回答でした。

現在の北朝鮮情勢を踏まえて、それでも敢えて横田基地にオスプレイを配備する具体的な必要性はどこにあるのか、という質問に対しては、オスプレイはその即応性から首都直下災害の際の救援に有用と考えており、米国の運用や様々な事情を総合的に考慮した結果である、と抽象的な回答にとどまりました。日米共同で、対等な立場での踏み込んだ検討を要請しましたが、対等な立場、というのは難しいとの回答があり、米国の意向に従うしかない姿勢が防衛省からも感じられました。

## 3 雑感

防衛省からの回答は抽象的なものにとどまり、いずれも到底納得できるものではありませんでした。市民の生命と安全、平穏な暮らしというものを真剣に考えているのか疑問を持たざるを得ません。今後も様々な活動を通じて、日本を米国の戦争に加担させることのないよう運動を継続していく必要性を強く感じました。

# 厚生労働省に対する、生活保護行政に関する 申し入れ行動にご参加ください！

代々木総合法律事務所 酒井 健雄

1 団本部の貧困・社会保障問題委員会は、このたび、「生活保護行政のあり方の抜本的な是正を求める緊急提言書」を作成いたしました。

緊急提言書では、①不正受給の故意の認定を開始時のしおりの説明等に基づき形式的に行う運用に転換されたことにより、「保護行政の適正化」の流れのなかで不正受給の摘発という「成果」を追い求めるようになったことが、いわゆる「不正受給の深刻化」の背景にあり、利用者を潜在的な不正者と見なし威圧するジャンパーを業務上着用する等した、小田原ジャンパー問題はその表われであること、②やはり「保護行政の適正化」が就労実現の数値目標の設定等、利用者のおかれた実態と人権を無視した形式的・画一的な就労指導を招き、それに沿って動かない生活保護利用者を保護の廃止で脅して追い詰める就労指導の実態があり、就労指導「違反」を理由に保護を廃止され、その通知書が自宅に届いた直後に自殺したと思われる事件（立川自殺事件）を招いたこと、③保護費の算定を誤った過誤支給について、過小支給の場合に追加支給を行うに際して収入認定除外の手続を利用者に要求して、事実上その放棄を促す対応が行われ、あるいは過大支給の場合に保護費から過大分の返還を求める対応が全国的に広がっており、さらには担当ケースワーカー個人に過大支給分の損害賠償請求を行う対応も広がりつつある、といった実態を取り上げています。

そして、それらの不当な運用等の問題の根本には、貧困を自己責任とみなし、生存権の保障と社会福祉・社会保障等の向上を国の責務とする憲法 25 条を軽視する姿勢があります。そのような姿勢が利用者を惰民・不正者とみなす「生活保護バッシング」や「保護行政の適正化」につながり、あるいは保護行政の現場を軽視する厚労省・自治体の対応につながっていることを明らかにしています。いま、憲法 9 条に自衛隊を明記する等の「安倍改憲」が喫緊の問題になっていますが、市民のいのちと憲法を軽視するという点で、安倍改憲と生活保護行政の現状は軌を一にするものです。

2 団本部は、昨年 12 月、憲法 25 条を守るために奮闘している諸団体・個人を招き、上記の緊急提言書も取り上げて、生活保護行政の現状について意見交換を行いました。今後、当日提起された意見も踏まえ、団で申入書案を作成し、今年の 2 月 1 日 18 時 30 分から団本部において改めて検討会をもち、厚生労働省に対する申し入れ行動の内容・日程・段取り等を協議・確定する予定です。

3 また、安倍政権は、都市部を中心に、生活扶助について 2018 年 10 月から 3 段階に分けて上限 5% の引き下げを行い、母子加算についても最大 2 割カットする方針を打ち出しました。これらの引き下げにより、生活扶助費が約 7 割の世帯で減額になる旨が厚労省から発表されています。低所得者世帯の消費水準との比較を引き下げの口実にしていますが、これまで行われた生活扶助平均 6. 5% カット、冬季加算・住宅扶助の削減と、消費税増税や物価上昇等により、すでに利用者は大変苦しい生活状況です。さらなる生活保護基準の引き下げは、それを基準としている様々な社会保障制度に影響します。「格差と貧困」をより深刻にするものであり、利用者のみならず一般にも大きな影響を生じます。

当日は、これについても諸団体・個人と議論し行動を具体化していきたいと考えています。

4 安倍政権は、2012 年以來、大企業・富裕層を優遇する経済政策をすすめ、一連の戦争する国づくりに向けた法律を強行し、総仕上げとして 9 条改憲を打ち出す一方で、生活保護制度のみならず幅広い社会保障の切り下げを行い、市民の生活は自己責任として切り捨てています。安倍政権を打倒することが共通の課題と考えます。幅広い視点で議論を行いたいと考えますので、多くの団員のご参加をお願い申し上げます！

《当面の日程》

日時：2 月 1 日（木）18 時 30 分～

場所：自由法曹団本部

議題：厚生労働省に対する申し入れ行動の内容・日程・段取り他

## 「2.3 東京教育集会 2018」ご参加を！

事務局次長 仲里 歌織

2006 年に 1947 教育基本法が改悪されて 11 年になります。この間、各地で「お金の心配をしないで安心して学校に通いたい、通わせたい」と高校生や保護者が運動を続けたり、「夜間定時制をなくさないで」と署名集めをしたり、「子どもたちによりよい教科書を」と展示会に足を運び教科書に目を通し学びあう市民の行動が始まったりと様々な取り組みが行われてきました。こうした取り組みは「だれの子どもの殺させない」「戦争法の廃止を求める」運動、核兵器の廃絶を願う取り組みと響きあい、重なりあって、「子どもたちを戦場に送らない」たたかいへと広がっています。

こうした各地の取り組みを「点」から「線」に、「線」から「面」に広げるべく、「2.3 東京教育集会 2018 実行委員会」（団支部も実行委員会に入り、支部長が集会呼びかけ人になっています。）主催で、「憲法を生かし子ども達の未来に平和と民主主義の社会を取り戻そう」をテーマに、「2.3 東京教育集会 2018」を開催いたします（詳細はチラシをご覧ください。\*「ミニ学習タイム」の「家庭教育支援法案」は支部団員が担当します！）。

この間、安倍政権は、道徳の教科化の本格実施、教育勅語の容認、政府見解を押し付ける検定基準の「改訂」、保育所・幼稚園の段階から愛国心を押し付ける「改訂」、愛国心をもつことを要求する学習指導要領の「改訂」など、積極的に戦争する国に変えていくための人材づくりとして教育への介入を強めているところですが、ぜひ集会を成功させ、安倍政権に NO をつけつける大きな運動へと広がっていきましょう！

【開催日時】2018 年 2 月 3 日（土） 開会 13：30、終了予定 16：30

【場 所】発明会館ホール（虎ノ門駅下車数分）

【内 容】＜オープニング＞ 朝鮮舞踊

＜ミニ学習タイム＞ ■どうなる？家庭教育支援法案

■東京の「教育改革」とこれからの教育

■教育費の無償化をすすめるために

■どうなる？小学校からの「英語」

- <リレートーク > ■ 「日の丸・君が代」裁判と都立学校の現状
- 教職員の「働き方改革」のとりくみ
  - 学びのセーフティネット・夜間定時制の灯を消さないで
  - 学力体制と不登校問題
  - 障害児教育の充実をめざすとりくみ
  - 「道徳」の教科書採択へのとりくみ

## はじめまして ～新入団員自己紹介

東京法律事務所 川口 智也

### 1 はじめに

東京法律事務所の川口智也と申します。69期の弁護士で、2016年12月に弁護士登録をしてから1年ちょっと経過しました。もともと労働者側の労働事件や労働組合運動に取り組みたいという思いから、弁護士を目指したのですが、現在は、原発訴訟や沖縄基地問題、憲法関連の活動など、様々な分野の活動に取り組んでいます。既に70期の登録も始まっており、今さらという感じもありますが、自己紹介をさせていただきます。

### 2 自由法曹団との出会い

私が自由法曹団と初めて接触したのは、2013年の夏でした。当時、私は某ロースクールの2年生で、夏季休暇の間、神奈川県法律事務所での3週間のエクスターンシッププログラムを受講しました。通常の事件の打合せや期日に参加するだけでなく、原発訴訟や大規模な労働事件の弁護団会議に参加したり、憲法の学習会で講師のお手伝いをしたりと、今の私が取り組んでいる事件や活動につながる有意義な経験をさせていただきました。また、エクスターンの担当弁護士の方から、自由法曹団とその活動内容を説明して頂いたと記憶しています。

ある日の夕方、その弁護士の方から「これから街頭宣伝やるから来ない？」と声をかけて頂きました。街頭宣伝が何なのか全くわからないまま、興味本位で参加したところ、なぜか自由法曹団神奈川支部の旗をもつという役割を任せられました。その後、支部の会議と懇親会にも連れて行って頂きました。その際、どのようなことを話したのかはよく覚えていませんが、こんな活動をする弁護士団体もあるのかと驚いたことは覚えています。もっとも、その後、まさか自分が自由法曹団の一員になるとは、この時点では全く想像していませんでした。

### 3 自由法曹団での活動

自由法曹団に加入してから、この1年で、様々な自由法曹団のイベントに参加させていただきました。最も記憶に残っているのは、昨年9月に参加した沖縄調査団です。沖縄の米軍基地問題について、現地を訪問し、現地の方の話を聞いて学びたいという思いから参加しました。多くの弁護士と一緒に学ぶことができ、非常に楽しい思い出となりました。沖縄基地問題に関する理解が深まったことは言うまでもありませんが、現地で基地反対運動に取り組む方や自由法曹団沖縄支部の先生方から、基地

問題にかける熱い思いを直接聞くことができたのは良い経験になりました。若手弁護士のために予算を割いて頂いた東京支部と調査スケジュールの調整や現地での準備を整えて頂いた東京支部の先生方には、本当に感謝しています。

#### 4 最後に

弁護士になってからまだ1年程度ですが、広範な人権課題に積極的に取り組む自由法曹団の皆さまの活動には、いつも圧倒されています。自由法曹団や先輩団員の皆さまがこれまで取り組んできた数々の困難な人権課題の話を知ると、弁護士が果たすべき役割について考えさせられます。そのような猛者が集う自由法曹団の中で、私がどれほど存在感を出していけるかと思うと、あまり自信はありません。しかし、昨今の厳しい情勢からすると、そんな悠長なことを言っている場合でもなさそうです。今後も、自由法曹団の企画・活動に参加し、様々な人権課題に取り組んでいきたいと考えています。

また、去年は残念ながら中止となってしまいましたが、ソフトボール大会をととても楽しみにしています。今年こそ良い天気になるよう祈っています。

今後ともよろしく願いいたします。

## 第46回東京支部総会へご参加を！

事務局長 平松 真二郎

安倍首相は、1月4日の年頭会見で、「今年こそ、憲法のあるべき姿を国民にしっかり提示し、憲法改正に向けて国民的な議論を深めていく」と改憲に向けた決意を述べました。このような発言こそ「憲法」の下にある内閣総理大臣が「憲法」のあるべき姿を提示するという転倒した議論であり、はからずも安倍首相が「憲法」破壊を目論んでいることを示しています。今、このような安倍政権の暴走をストップさせ、安倍9条改憲の策動を阻止するための正念場を迎えています。

都政を見ても、築地市場豊洲移転問題やオリンピック村用地投げ売りなど、大規模開発と大企業の利益優先の政治が続き、都民の命や暮らしを守るための取り組みが喫緊の課題となっています。

そのような中で、憲法を活かし人権を擁護する弁護士の立場で憲法と民主主義を守って奮闘する自由法曹団東京支部の役割が大変重要になっています。第46回支部総会では、これまでの取り組みの教訓に経ってこうした情勢に立ち向かっていくための討議の場となるようできる限り多くの支部の皆さんのご参加をお願いします。

日時：2月23日13：00～24日13：00頃終了予定

場所：ホテルKKR熱海（熱海市春日町7-39 熱海駅から徒歩10分）

参加費： 全日程参加 17,000円（1泊2食 会議費含む）、  
夕食懇親会まで参加 10,000円（夕食懇親会 会議費含む）  
夕食懇親会から参加 15,000円（1泊2食 会議費含む）  
会議のみ参加 3,000円

## 2018年度 支部長・幹事の立候補および推薦の受付

選挙管理委員会では、第46回支部総会に向けて、支部長及び支部幹事の自薦および他薦（本人の了解必要）を求めています。来る1月22日午後1時まで、東京支部事務局まで、文書にてご提出下さい。

なお、幹事会としての推薦を、1月25日の幹事会において幹事会としての推薦者を決定いたします。ご意見を1月25日午後2時まで東京支部事務局までお寄せ下さい。

また、各事務所では、幹事会への出席が可能な団員をご推薦いただくようお願いいたします。

2017年12月19日

自由法曹団東京支部選挙管理委員会委員長 青龍美和子  
委員 岸 朋弘

2017年12月19日の東京支部幹事会において、第46回東京支部定期総会における2018年度支部長及び幹事選出の選挙管理委員に青龍美和子団員及び岸朋弘団員を選出しました。

## 辺野古新基地建設反対!!

### 東京からの連帯支援の呼びかけの街頭宣伝を行います

沖縄では、昨年10月11日に東村高江地区に米軍CH53大型輸送ヘリが墜落炎上し、その後も12月14日には普天間第二小学校運動場に普天間基地所属の米軍CH53大型輸送ヘリから窓が落下する事故、年が明けて1月6日にはうるま市伊計島の海岸に米軍UH1多用途ヘリが、さらに1月8日には読谷村儀間の廃棄物処分場に米軍AH1攻撃型ヘリが不時着するなど米軍機による事故が相次いでいます。沖縄県が求める事故原因究明と度重なる飛行停止要請は日米両政府に無視されています。また、これまでに幾度も示されてきた沖縄県民、名護市民の「沖縄に米軍基地はいらない」という民意が踏みにじられ、名護市辺野古での新基地建設が強行されています。

そんななか2月4日投開票で名護市長選挙が行われます。辺野古での新基地建設に反対する稲嶺ススム名護市長の選挙戦での勝利に向けて、辺野古新基地建設反対の取り組みへの連帯支援を呼び掛ける街頭宣伝を実施いたします。

日時： 1月25日 午後5時～

場所： 有楽町マリオン前

当日は午後2時から支部幹事会が開催されています。こちらにもご参加ください。

幹事会終了後、有楽町に移動して街頭宣伝を行います

# 12 月幹事会議事録

## ■改憲・海外派兵等の情勢

### ○国際情勢

- ・北朝鮮の核実験・弾道ミサイル発射等をめぐる情勢
- ・米トランプ政権によるイスラエルの首都をエルサレムとする認定について

### ●安倍 9 条改憲情勢

- ・自党内の状況 12 月中の自民党改憲案取りまとめは遅れている
- ・内閣支持率の低下

### ◎取り組み

☆安倍 9 条改憲 NO！全国市民アクション 3000 万人署名

◆支部目標は 5 万筆，各地の取り組み

→ 各事務所の目標を集約，毎月の幹事会で到達度合いを報告してもらう

- ・18 年 1 月幹事会で署名集約の取り組みについて各事務所の経験交流を図る

## ■沖縄関係

### ○辺野古沖新基地建設問題

- ・国頭村奥港の港湾使用許可 海上からの資材搬入について

### ○米軍ヘリからの落下物問題

○名護市長選挙（1 月 28 日告示，2 月 4 日投票）－稲嶺現市長と現職自民市議との一騎打ちの公算

☆団支部の取り組み－銀座マリオン前宣伝（1 月 25 日（木）pm.5:00～）

- ・団本部 1 月常幹は沖縄開催，現地での支援行動（1 月 20 日～21 日）

### ○団支部内沖縄プロジェクトチーム

### ○高江のヘリパッド建設問題

- ・東京からの機動隊派遣についての住民訴訟・第 4 回弁論（11 月 22 日・済）

## ■刑事司法・弾圧関係

### ○共謀罪の廃止に向けてのたたかい

### ○少年法の適用年齢引き下げ

### ○給費制訴訟の状況

## ■労働・貧困関係

### ○「ニッポン一億総活躍プラン」，安倍「働き方改革」などについて

- ・高度プロフェッショナル制度，時間外労働の上限規制，解雇の金銭解決等－情勢

### ○労働基準監督官の「民間委託」問題

### ○取り組み

◎生活保護基準引き下げに対する抗議の支部決議案について

- ・団本部主催「雇用によらない働き方」に関する検討会（1 月 31 日（水）pm.1:00，於・旬報 L/O）

→「さらなる生活保護基準引き下げの提案に強く抗議する決議」採択

## ■教育関係

- 家庭教育支援法案
- 道徳の教科化
- 教育公務員特例法改正問題－教職員の政治活動禁止違反に罰則
- 教員の「働き方」改革
- 取り組み

☆2・3 東京教育集会 2018 ((土)pm.1:30, 於・発明会館)

## ■原発問題

- 広島高裁・伊方原発運転差し止め決定 (12月13日)

## ■都政問題

- 築地市場の豊洲移転問題
- ◎受動喫煙防止条例, 青少年保護育成条例の改正等
- オリンピック村用地売却をめぐる住民訴訟
- 都市計画道路特定整備路線の問題
  - ・板橋(大山)・北(志茂)などで訴訟の取り組み
- 横田基地関連
  - ・オスプレイ配備問題
- 立川・生活保護廃止自殺問題(立川事件)
- 武蔵村山・国保税等の徴税実務をめぐる問題
- ◎ 都立病院の直営の独立行政法人化
- ◎ 迷惑防止条例改正(つきまとい行為の処罰対象の拡大)

## 【当面の日程】

- 主催: 総がかり行動実行委員会・全国市民アクションの国会前行動

1月19日 18:30～ 19日行動 衆議院第二議員会館前

1月22日 12:00～ 国会開会日行動 衆議院第二議員会館前

- 東京教育研究集会全体会

1月19日 18:30～ 東京芸術センター「天空劇場」(北千住) 講師 暉峻淑子さん

- 憲法共同センター 全国活動者交流集会

1月27日 11:00～16:30 日本教育会館(竹橋)

記念講演: 自民党改憲案の問題点を斬る 講師 清水雅彦 日体大教授

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

## 全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。  
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

#### <保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

### 【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

#### <保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F

TEL: 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3

TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)